

ID: 3038

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	財産処分の方法の認可			
法令名称 根拠条項	商工会法 第54条第1項又は第2項			
法令番号	昭和35年法律第89号			
<p>【基準】</p> <p>法第54条の規定による。 (財産処分の方法等)</p> <p>第54条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。</p> <p>3 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。</p> <p>4 第24条の規定は、第1項及び第2項の認可について準用する。</p>				
標準処理期間	30日			
備考	<p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第60条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p> <p>商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令〔昭和35年政令第149号〕 商工会法（以下「法」という。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの（全国商工会連合会に関するものを除く。）は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>11 法第54条第1項及び第2項（これらの規定を法第58条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事務</p> <p>北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第16号） (市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> 3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (13) 法第54条第1項又は第2項の規定による財産処分の方法の認可 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px; vertical-align: top;"> 次表に掲げる市町村 </td> </tr> </table>		3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (13) 法第54条第1項又は第2項の規定による財産処分の方法の認可	次表に掲げる市町村
3 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（商工会の地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。） (13) 法第54条第1項又は第2項の規定による財産処分の方法の認可	次表に掲げる市町村			
別表第2				

・・・名寄市・・・

設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	令和 4 年 7 月 29 日
--------------	------------------	----------------	-----------------